

# 看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

仁徳会今村病院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のため下記の項目について、継続的に取り組みを行います。

## 1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者<br/>看護部長</p> <p>(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議<br/>衛生委員会(1回/月) 本部会議(1回/週)<br/>ICT巡視(1回/月) 広報委員会(1回/月)</p> <p>(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画<br/>計画の策定、年に1回の見直し、職員への周知(院内に掲示)</p> | <p>(2) 看護職員の勤務状況の管理<br/>勤務時間: ・週40時間以内・連続勤務5日以内・勤務状況(有給取得率、<br/>時間外業務の把握、指導)</p> <p>夜勤勤務: ・夜勤明けの翌日は原則休み、夜勤16時間、うち休憩2時間(仮眠含む)<br/>・夜勤勤務平均回数6回以内/月</p> <p>(5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開<br/>院内に掲示、ホームページ上公開</p> |
|---|---|

## 2. 看護職員の負担軽減及び処遇改善のための取り組み計画

部署	項目	取り組み
薬剤部	・病棟業務の拡大・日・祭日の薬剤管理、 調剤業務・持参薬管理 ・薬剤処方箋監査・薬剤師による服薬指導	・薬剤管理業務の実施・注射薬剤取り揃え・救急カート薬剤確認 ・日・祭日の薬剤師配置(大型連休など不定期配置) ・院外処方箋の監査業務・入院患者の服薬指導、退院時薬剤説明
リハビリ テーショ ン科	・適切な病棟生活の支援 ・患者の送迎 ・療養環境の整備 ・リハビリ介入時間の提示	・入院患者の口腔ケア及び食事摂取時のポジショニング ・病棟生活での日常生活動作の実用性評価及び提案 ・重症介助者への基本動作、移乗動作時の介助法指導 ・リハビリテーション室への送迎・離床困難患者の体重測定 ・コロナ専用病床における環境清掃・環境整備・補助等
臨床検査 科	・採血の実施 ・移送介助 ・ベッドサイドでの検査	・日勤帯での外来採血の実施、検査の準備・介助 ・検査者の車いす等での移送・介助 ・入院患者の状態に合わせたベッドサイドでの検査の実施
放射線 科	・検査の介助	・レントゲンやCT撮影時の患者の移送を行う
情報管理 室	・カルテ管理 ・施設基準に関する書類の管理	・カルテ監査業務 ・毎月の人員配置や加算における書類の法令順守
医事課	・カルテ管理 ・入力管理	・コストなどカルテの整合性確認、管理
地域医療 連携室	・転院、紹介入院の調整	・MSWによる各種問い合わせ窓口業務 ・退院支援調整会議を開催し、退院支援看護師や他の参加メンバーと共に患者に 関する協議や検討を行う
看護部	看護補助者配置強化 業務改善の実施	・夜勤看護師と日中の看護補助者の配置人数の増員、業務拡大の検討と実施 ・業務量の分析と改善、始業前残業含む時間外労働の削減 ・業務量結果分析改善対策、時間外労働時間データ収集、始業前残業調査、医師指

## 3. 勤務環境、処遇の改善

項目	取り組み
妊婦、子育て中の 職員への配慮	・時短勤務、育休延長制度 ・子の看護・介護休暇制度 ・夜勤免除、削減・車通勤特例許可
看護補助者活躍推進 への取り組み	・師長は「看護補助者活躍のための看護管理者研修」を受講。病棟の看護師・看護補助者も適切な研修受講を行う ・知識の向上と院外研修出席の負担を軽減する目的にて、看護師・補助者共に学研のE-ラーニング視聴を推進する ・早番、遅番の配置(患者の介助割合に応じて) ・日中の看護補助者の配置数UP
有給取得の促進	・全員の取得率50%以上を目標とする ・0.5日ずつの有休取得も推進していく ・1時間毎の有休取得実施への検討を図っていく
勤務表作成時の配慮	・明けの翌日は原則休み ・日看協のガイドラインに準じた勤務体制に取り組む ・病棟は原則看護師4人の夜勤体制 ・繁忙時間帯の早出・遅出業務や分担割合への配慮 ・業務に必要な研修・院外活動・グループ行事の勤務扱い ・土日祭日の休みは、月に1回以上確保できるようにする
多様な勤務形態採用	・産休、育休明けの時短勤務 ・夜勤免除
夜勤・勤務負担軽減	・連続夜勤は最大2回まで。 ・勤務間隔11時間以上確保 ・夜勤中の休憩2時間の確保(他、夕食等の食事時間20分以内)
看護職員の適正配置	・法令人員基準より余剰を持った配置数とする。 ・多様な働き方推進と積極的な募集と採用活動
メンタルサポート	・院内ハラスメント窓口設置、対策実施、勉強会開催 ・1回/年 厚労省「こころの耳」ストレスチェック

## 4. 新興感染症に対する処遇

項目	取り組み
職員が新興感染症に罹患した場合	通常業務に関わった状況下で罹患した場合は、労災扱いとする